

教育委員会会議提出議案

第 1 8 号

福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 2 3 日
教 育 長

(理由)

通信制課程を置く高等学校の協力校の変更及び定員設定並びに福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館の廃止に伴い、所要の改正を行うもの。

福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年三月●●日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第十八号

福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

福岡県立高等学校学則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「通信教育」を「面接指導又は試験等」に、「協力」を「連携協力」に改め、同条第一号から第三号までを次のように改める。

- 一 福岡県立ひびき高等学校
 - 二 福岡県立大牟田北高等学校
 - 三 福岡県立西田川高等学校
- 第二十七条第四号及び第五号を削り、同条に次の一項を加える。
- 2 協力校の定員は各校四十人とする。

別表中

91	
福岡県立鞍手高等学校	
全日制	普通（二〇〇）、理数（四〇）
定時制	普通（四〇）、生活情報（募集停止）

を

91	
福岡県立鞍手高等学校	
全日制	普通（二〇〇）、理数（四〇）
定時制	普通（四〇）

に

改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

